

2025年5月 15 日

千葉県住民監査請求書

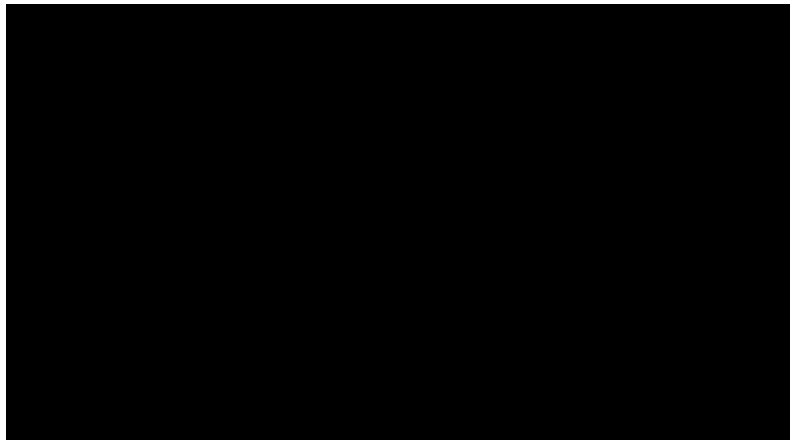
(2024年度(令和6年度)千葉県議会海外行政調査事業の
議員旅費の返還請求)

千葉県監査委員 御中

請求人の住所氏名

(住所)

(氏名)



この監査請求書の目次
事実証明書

別添「千葉県住民監査請求書目次」のとおり
別添「証拠目録」のとおり

求める勧告措置

- 1 千葉県議会議員である別紙不当利得一覧表の「議員名」欄記載の者10名に
対し、それぞれ同表「不当利得額」記載の金額の返還を求める措置
- 2 本件事案に即して、再発を防止するための措置

を千葉県知事に勧告すること。



監査請求の理由

第1 本件の概要

1 議員海外派遣

千葉県議会は、2024年度（令和6年度）千葉県議会海外行政調査事業（以下、本件海外派遣という。）として、次のとおり議員派遣を行った。

別紙不当利得一覧表の「議員名」欄に記載された議員たち10名は、2024年5月31日から6月5日の6日間、2024年度（令和6年度）千葉県議会海外行政調査事業と称してドイツ連邦共和国及びオランダ王国（以下、ドイツ・オランダという。）を訪問した。フランクフルト・羽田往復航空運賃は全員ビジネスクラスを利用し議員1人当たり112万7500円であった。1人1泊11万2000円のインターコンチネンタルデュッセルドルフホテルに2連泊した。議員10名に前渡資金として1690万9435円（以下、本件支出という。）が2024年5月23日に支出された。前渡資金支払精算書の日付は6月14日であった。

2 違法支出

地方自治法100条13項は「議会において必要があると認めるとき」議員を派遣することができるかと定めているが、本件では千葉県議会において議員を派遣する必要があることの根拠となる事実（必要性に関する事実）について何ら審議されていないから、本件支出は同条同項違反の支出である。

また、地方財政法4条1項は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定め、地方自治法2条14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定めている。よって、本件支出は、地方財政法4条1項及び地方自治法2条14項に違反した違法な支出である。

3 不当支出

本件支出は、コロナ後の物価高で県民生活がとても困窮している状況における支出であり、著しく不当な支出である。

よって、以下のとおり、監査請求をするものである。

第2 本件海外派遣の事実経過

1 各会派代表者会議

各会派代表者会議は、非公開で、会議録は存在しない。

各会派代表者会議は、地方自治法100条12項が「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」と定めていることに基づく協議又は調整を行うための場で、議会の会議ではない。

ア 2024年2月7日各会派代表者会議

本件海外派遣は、2024年2月7日各会派代表者会議において、自民党から海外派遣について配布資料に記載された議案として提案があり、推薦議員を2月20日までに議会事務局に提出することが決定された。

2024年2月16日付千葉県議会事務局職員作成の「各会派代表者会議の結果について」には、以下の通り記載されている。

「令和6年2月7日（水）午前9時58分～10時20分

その他①議員の海外派遣について

自民党から海外派遣について提案があり、推薦議員を、2月20日の正午までに事務局に提出することとなった。」

その配布資料には、以下のとおり記載されている。

「資料 No. 2

令和6年2月7日

各会派代表者様 自由民主党千葉県議会議員会
会長 宇野裕

千葉県議会議員の海外派遣について

余寒の候益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。さて、自民党では別添のとおり「議員の海外派遣」を計画しているところです。つきましては、下記により派遣議員について、ご推薦くださるようお願い申し上げます。

記

- 1 派遣の概要 別紙1～2のとおり
- 2 提出資料 別紙3「推薦議員一覧」
- 3 提出期限 令和6年2月20日（火）正午
- 4 提出先 議会事務局政務調査課
- 5 その他 推薦議員を提出いただいた後、推薦された議員による「海外

派遣調査団会議」を開催する予定です。

(別紙 1)

海外調査計画の概要について

- 1 調査国 ドイツ・オランダ
- 2 期間 令和6年5月31日(金)～6月5日(水) (6日間)
- 3 調査項目及び調査目的
海外都市との交流の取組、再生可能エネルギー政策の取組、観光振興に関する調査等を実施し、もって、今後の県政の発展に資することを目的とする。
- 4 主な調査予定地(ドイツ・オランダ)
 - ・デュッセルドルフ市「日本デー」
 - ・再生可能エネルギー関連自治体・企業等
 - ・観光振興関係機関等
 - ・貿易振興関係機関・現地進出日系企業等
 - ・オランダ陸上競技連盟

※行程及び調査先の詳細については、今後調整することになります。

(別紙 2)

会派等別派遣議員数の配分

議員派遣人数 14人

会派名等	所属議員数	案分数
自民党	50	7
立憲民	15	2
公明党	8	1
共産党	4	1
千政団	4	1
国民、新政会、平和党、県民声、 北総ダ、リベ民、市民ネ、市民力、 有志、無所属(3)	14	2
	95	14

※案分数は、議員定数に対する各会派等の議員数の割合に基づき算定している。

(別紙 3)

推薦議員一覧

会派名等

海外派遣について、下記議員を推薦します。

議員名

令和6年2月20日（火）正午まで
提出先：議会事務局 政務調査課 ）」

イ 2024年2月29日各会派代表者会議

本件海外派遣は、2024年2月29日各会派代表者会議において、配布資料に記載の議案として、会議規則に基づき、本会議に提案することが決定された。

2024年3月1日付議会事務局職員作成の「各会派代表者会議の結果について」には、以下のとおり記載されている。

「2024年2月29日（木）午後2時42分～2時50分
各会派代表者会議
議員の海外派遣について

千葉県議会ドイツ・オランダ行政調査団代表の河上議員から提出された「調査計画書」に係る議員派遣について、会議規則に基づき、本会議に提案することとした。」

その配布資料には、以下のとおり記載されている。

「（資料No. 2）

令和6年2月27日

千葉県議会議長 伊藤昌弘様

千葉県議会ドイツ・オランダ行政調査団代表 河上茂

調査計画書

下記のとおり、海外調査を実施したいので調査計画書を提出します。

調査議員名 代表者氏名 河上茂

小高伸太 江野沢吉克 坂下しげき 三沢智 川名康介

高橋秀典 横山秀明 天野行雄 雨宮真吾

調査項目 海外都市との交流の取組、再生可能エネルギー政策の取組、観光振興に関する調査等

調査の目的理由 本県と姉妹提携しているドイツ・デュッセルドルフ市における海外都市との交流の取組の調査のほか、ドイツ及びオランダにおける、再生可能エネルギー政策、観光振興に係る取組等の現状と課題などの調査を実施し、もって、本県の経済活性化、魅力発信の推進など、今後の県政の発展に資するため、それぞれを訪問し行政調査を行う。

訪問国・地域名等 ドイツ連邦共和国及びオランダ王国

出張期間 令和6年5月31日（金）から6月5日（水）までの6日間

主な調査先 デュッセルドルフ市

再生可能エネルギー関連企業等

観光振興関係機関等

概算経費 2,300万円

※調査先については、先方の事情等により変更する場合があります。」

2 議会の議決

本件海外派遣は、2024年3月15日本会議において、配布資料に記載された議案として議決された。

2024年3月15日本会議の会議録には、以下の通り記載されている。

「議員派遣の件

○議長（伊藤昌弘君）日程第5、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。
お手元に配布しましたとおり、議員を派遣することに賛成の諸君はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤昌弘君）起立多数。よって議員を派遣することに決定しました。
ただいま議決しました派遣内容について、諸般の事情により変更する場合には議長に一任願います。

以上で今期定例県議会に付議されました案件全部を議了しました。」

その配布資料には、以下のとおり記載されている。

（配布資料）

「 議員派遣の件 令和6年3月15日

次のとおり議員を派遣する。

千葉県議会ドイツ・オランダ行政調査団

- 1 目的 海外都市との交流の取組、再生可能エネルギー政策の取組、観光振興に係る取組に関する調査等を実施し、今後の県政の発展に資することを目的とする。
- 2 派遣場所 ドイツ連邦共和国及びオランダ王国
- 3 期間 令和6年5月下旬から概ね6日間
- 4 派遣議員 河上茂議員 小高伸太議員 江野澤吉克議員
坂下しげき議員 三沢智議員 川名康介議員 高橋秀典議員
横山秀明議員 天野行雄議員 雨宮真吾議員

3 海外派遣された事実

別紙不当利得一覧表の「議員名」欄に記載された議員たち10名（以下、本件議員10名という。）は、2024年5月31日から6月5日の6日間、2024年度（令和6年度）千葉県議会海外行政調査事業と称してドイツ連邦共和国及びオランダ王国を訪問した。フランクフルト・羽田往復航空運賃は全員ビジネスクラスを利用し議員1人当たり112万7500円であった。1人1泊11万2000円のインターコンチネンタルデュッセルドルフホテルに2連泊した。

2023年夏頃、「令和6年度当初予算事業説明書（局内資料）海外派遣に係る経費」が作成され、議員旅費2300万円、委託料500万円、随員職員旅費267万4000円の合計3067万4000円が予算化された。2024年5月23日本件議員10名に前渡資金1690万9435円が支出され、6月14日精算された。

本件議員10名は、JTB千葉支店作成の日程表のとおり、以下の日程で旅行した。

- | | | |
|------|-------------|-----------------------|
| 6月1日 | 10:45-11:45 | デュッセルドルフとの姉妹提携5周年記念式典 |
| | 12:00-12:30 | 「日本デー」開会式 |
| | 13:00-14:00 | JETROデュッセルドルフ（再エネ） |
| | 15:30-16:30 | 「日本デー」ブース視察 |
| 6月2日 | 15:15-16:00 | サーキュラーエコノミー実験区（再エネ） |
| | 16:30-17:00 | 水上住宅地域（再エネ） |
| 6月3日 | 9:00-10:00 | 在蘭日本商工会議所（進出企業） |
| | 11:00-12:30 | アムステルダム港 |
| | 13:30-14:30 | JETROアムステルダム・中部電力 |
| 6月4日 | 10:00-11:30 | JETROフランクフルト事務所 |

13：00－14：30 フランクフルト日本法人会

15：00－17：00 在フランクフルト日本総領事館

第3 違法な支出である理由その1（県議会の審議に関する違法）

1 地方自治法100条13項及び千葉県議会会議規則134条の定め

- (1) 地方自治法100条13項（議員の派遣）は、「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定め、千葉県議会会議規則134条（議員の派遣）は、「法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。」と定めている。
- (2) 上記两条項から、議会で議員を派遣する場合には、議会において議員の派遣が必要であることの根拠となる事実（必要性に関する事実）が議案に示され或いは賛成討論等で説明されて、議会で議決されなければならない。

2 必要性について審議しない違法

- (1) 前記「第2本件海外派遣の事実経過」のとおり、2024年3月15日本会議において、本件海外派遣が議決されたが、同議決において、本件海外派遣が必要があることの根拠となる事実（必要性に関する事実）が議案に示されておらず、また賛成討論等で説明されてもいない。

従って、同議会が「必要性に関する事実」を審議していないことにおいて、同議決による本件海外派遣は、地方自治法100条13項違反及び千葉県議会会議規則134条違反である。

- (2) 配布資料に、「1 目的 海外都市との交流の取組、再生可能エネルギー政策の取組、観光振興に係る取組に関する調査等を実施し、今後の県政の発展に資することを目的とする。」とあるが、2500万円を超える経費をかけるこの事業が何故県政の発展に資することになるのかについて何ら示されておらず、また議論もされていない。
- (3) 配布資料には2500万円を超える経費をかけることの記載がなく、議論は一切なく、起立多数により1分間で「議決」された。

本会議において、代替措置が不可能というわけでもないのに代替措置に

について何ら検討することもなく、考慮すべき事項を考慮してもない。

(4) 更に次のとおり、必要性について議会で全く議論されていない。

- ア 本議会において、「日本デー」に議員10名が参加する必要があることの根拠となる事実(必要性に関する事実)が議案に示されておらず、また賛成討論等で説明されてもない。
- イ 本議会において、海外都市との交流の取組、再生可能エネルギー政策の取組、観光振興に係る取組に関する調査のためドイツ・オランダに議員を派遣する必要があることの根拠となる事実(必要性に関する事実)が議案に示されておらず、また賛成討論等で説明されてもない。
- ウ 本議会において、国内機関(経済産業省、外務省、ジェトロ等)に問い合わせたり訪問したりして調査することと比較して、議員のドイツ・オランダ派遣が必要があることの根拠となる事実(必要性に関する事実)が議案に示されておらず、また賛成討論等で説明されてもない。
- エ 本議会において、インターネット等で調査することと比較して、議員のドイツ・オランダ派遣が必要があることの根拠となる事実(必要性に関する事実)が議案に示されておらず、また賛成討論等で説明されてもない。
- オ 本議会において、専門家や技術者、学識経験者に調査を委託することと比較して、議員のドイツ・オランダ派遣が必要があることの根拠となる事実(必要性に関する事実)が議案に示されておらず、また賛成討論等で説明されてもない。
- カ 本議会において、議員10名全員がビジネスクラス往復航空運賃を支出する議員のドイツ・オランダ派遣が必要があることの根拠となる事実(必要性に関する事実)が議案に示されておらず、また賛成討論等で説明されてもない。
- キ 本議会において、議員10名全員が1人1泊11万2000円の高級ホテルに2連泊する議員のドイツ・オランダ派遣が必要があることの根拠となる事実(必要性に関する事実)が議案に示されておらず、また賛成討論等で説明されてもない。
- ク 本議会において、コロナ後の物価高で県民生活が困窮しているときに、議員1人当たり旅費169万円、随員職員旅費267万円、JTB業務委託料638万円の合計2500万円以上も支出する議員のドイツ・オランダ派遣が必要があることの根拠となる事実(必要性に関する事実)が議案に示されておらず、また賛成討論等で説明されてもない。

3 必要性判断での裁量権の範囲を逸脱し又は裁量権の濫用の違法

(1) 地方自治法100条13項は、必要性の判断について議会に裁量権を与えているが、本件海外派遣を認めた2024年3月15日の本会議議決には、以下の事実により、県議会に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、裁量権を濫用した違法が認められる。

- ① 「目的 海外都市との交流の取組、再生可能エネルギー政策の取組、観光振興に係る取組に関する調査等を実施し、今後の県政の発展に資することを目的とする。」等（以下、本件目的等という。）は、デュッセルドルフの「日本デー」に議員10名が参加する必要があることの根拠となる事実（必要性に関する事実）ではない。
- ② 本件目的等は、海外都市との交流の取組、再生可能エネルギー政策の取組、観光振興に係る取組の調査にドイツ・オランダに行く必要があることの根拠となる事実（必要性に関する事実）ではない。
- ③ 本件目的等は、国内機関（経済産業省、外務省、ジェトロ等）に問い合わせたり訪問したりして調査することと比較して、議員のドイツ・オランダ派遣が必要があることの根拠となる事実（必要性に関する事実）ではない。
- ④ 本件目的等は、インターネット等を活用して調査することと比較して、議員のドイツ・オランダ派遣が必要があることの根拠となる事実（必要性に関する事実）ではない。
- ⑤ 本件目的等は、専門家や技術者、学識経験者に調査を委託することと比較して、議員のドイツ・オランダ派遣が必要があることの根拠となる事実（必要性に関する事実）ではない。
- ⑥ 本件目的等は、議員10名全員がビジネスクラス往復航空運賃を利用する議員のドイツ・オランダ派遣が必要があることの根拠となる事実（必要性に関する事実）ではない。
- ⑦ 本件目的等は、議員10名全員が1泊11万2000円の高級ホテルに2連泊する議員のドイツ・オランダ派遣が必要があることの根拠となる事実（必要性に関する事実）ではない。
- ⑧ 本件目的等は、コロナ後の物価高で県民生活が困窮しているときに2500万円以上支出する議員のドイツ・オランダ派遣が必要があることの根拠となる事実（必要性に関する事実）ではない。

(2) 代替措置が不可能というわけでもないのに代替措置について何ら検討することもなく、考慮すべき事項を考慮せず、配布資料に調査目的その他の記載があるからといって本件支出を行ったことは、議会の裁量権の範囲を逸

脱し、又はこれを濫用した違法な支出である。

第4 違法な支出である理由その2（実態として不必要な海外派遣）

以下述べる本件海外派遣の実態から、本件海外派遣は千葉県にとって全く必要性が認められない議員の海外派遣であり、千葉県議会がこれを認めた2024年3月15日の本会議議決は、必要性に関して議会の裁量権の範囲を逸脱し、裁量権を濫用した違法の議決である。

1 6月本会議の本件海外派遣団長河上茂議員の報告から明らかな実態

2024年6月13日本会議の会議録によれば、2024年度（令和6年度）千葉県議会海外行政調査団の団長である河上茂議員は本会議で次のとおり報告している。

「ジェトロ、日本法人会、日本国総領事館、在蘭日本商工会議所、中部電力、日本の駐在事務所回りがほとんどでした。私たちのいろんな質問の受け答えはほとんど日本人の駐在員であり、私たちは事前に経済産業省で説明を受けて臨んだのでありますが、向こうの受け答えは経済産業省の職員とほとんど同じ答えでありました。…

また、風力や水素関係の現場を視察することがほとんどできませんでした。フランクフルトやデュッセルドルフでは、そのような施設はなかったのではないのでしょうか。」

この6月本会議での本件海外派遣の報告のとおり、実態は、訪問先のほとんどは日本の組織の在外機関であり、また再生可能エネルギー施設の調査も無く、必要がない海外旅行であった。

2 訪問先はほとんど日本の組織の在外機関であった実態

既に「第2 本件海外派遣の事実経過」で述べたとおり、JTB千葉支店作成の日程表のとおり、訪問先は、JETROデュッセルドルフ、在蘭日本商工会議所、JETROアムステルダム、中部電力、JETROフランクフルト事務所、フランクフルト日本法人会、在フランクフルト日本総領事館などほとんど日本の組織の在外機関であった。

日本国内の外務省、経済産業省、JETRO、商工会議所、中部電力に問い合わせたり訪問したりすれば情報が得られる訪問先ばかりであり、ドイツ・オ

ランダに行く必要がなかった。

3 「調査先の提案」「視察内容の調査」を JTB 千葉支店に業務委託していた実態

ア 「調査先の提案」を業務委託していた

本件業務委託契約書の仕様書（以下、本件仕様書という。）の 2 概要（4）事業内容（調査内容）には、以下のように記載されている。

「（調査内容）」

ドイツ連邦共和国（デュッセルドルフ、フランクフルト及びその近郊。）及びオランダ王国（アーネム、アムステルダム及びその近郊。）において、下記ア～エの調査事項に係る調査先について、それぞれ提案すること。この場合において、調査箇所数は、6 月 1 日、2 日、3 日にあつては 1～2 箇所程度、6 月 4 日にあつては 3 箇所程度とする（別添「令和 6 年度千葉県議会海外行政調査事業の概要」を参照のこと。

また、提案に当たっては、1 つの会場における複数の者との面談又は複数の調査事項に係る面談若しくは視察の提案であっても支障ない。」

議会が税金を使って行政調査をするのは、議会において明確な調査課題や調査先があるからである。議会が調査先を決定することなく、「調査先の提案」を旅行業者に業務委託することはありえない。

イ 「視察内容の調査」を業務委託していた

本件仕様書の 2 概要（4）事業内容（調査内容）ス情報収集業務には、以下のとおり記載されている。

「ス 情報収集業務」

- 視察先の選定、移動ルートに係る現地調査（写真撮影、視察内容の調査、レター等の送付を含む。）
- 情報収集業務の内訳を備考欄に記載すること。
- 委託者と調整の上、調査を行うものとする。」

受託者が視察内容について調査を行うのであれば、本件議員 10 名がドイツ・オランダに行く必要はなかった。

4 環境省ホームページの再生可能エネルギー先進地の情報と比較して
明らかな実態

再生可能エネルギー政策の先進地として、環境省のホームページは、北海道石狩市（風力発電）、ニセコ町（中水力発電）、長野県飯田市（太陽熱、太陽光発電、木質ペレットストーブ・ボイラー、マイクロ水力発電）、岡山県真庭市（廃棄物系バイオマス、木質バイオマス）、総社市（小水力発電）を紹介している。

千葉県が応用しやすい再生可能エネルギー政策について調査するのであれば、石狩市、ニセコ町、飯田市、真庭市、総社市等に行けばよいのである。ドイツ・オランダに行く必要はなかった。

アムステルダム市のサーキュラーエコノミーとは、捨てられていた原材料や製品を資源として再生、循環させる経済の仕組みであり、再生可能エネルギー政策ではない。アムステルダム市に行く必要はなかった。

5 当初予算事業説明書から明らかな漫然と毎年予算化し行われている実態

ア 「令和6年度当初予算事業説明書（局内資料）海外派遣に係る経費」（以下、本件当初予算事業説明書という。）は、本件支出の前年度の2023年夏頃作成され、提出された。

議員旅費は、議員1人当たり169万円を超える2300万円もの高額であり、委託料500万円及び随行職員旅費267万円を合わせ3000万円を超える高額な予算要求である。

イ 「令和7年度当初予算事業説明書（局内資料）海外派遣に係る経費」は、2024年夏頃作成され、提出された。議員旅費は2300万円もの高額であり、委託料660万円及び随行職員旅費267万円を合わせ3200万円に増額された予算要求である。

ウ このように、議員1人当たりの旅費が169万円を超える「海外派遣に係る経費」が漫然と毎年予算化され、漫然と毎年海外派遣が行われているのが実態であり、必要のない海外旅行であった。

第5 地方財政法4条1項及び地方自治法2条14項違反

（1）地方財政法4条1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定め、地方自治法2条14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定めている。

(2) 本件支出は、海外都市との交流の取組、再生可能エネルギー政策の取組、観光振興に係る取組に関する調査等を実施し、今後の県政の発展に資すること（以下、本件目的という。）のための支出であるとされているが以下の事実により、本件支出は「必要且つ最少の限度をこえ」た支出であり、又「最少の経費」ではないから、地方財政法4条1項及び地方自治法2条14項に違反した違法な支出である。

ア インターネットが発達した現在、本件目的のためにインターネットを十分に活用して調査すれば費用は数千円で可能である。

イ 日本国内の経済産業省、外務省、環境省、JETRO、日本商工会議所、中部電力などを訪問して調査すれば、議員1人当たり数万円の旅費で可能である。

ウ 国内の先進地域の調査は、千葉県にとって活用しやすく、議員1人当たりの旅費は十数万円で可能である。

エ 成田・フランクフルト往復航空運賃は、キャセイパシフィック航空ならば議員1人当たり13万8000円であった。羽田・フランクフルト直行便でも職員と同じエコノミークラスなら32万7800円である。

オ デュッセルドルフの高評価の4つ星ホテルであるホテルアサヒでも1人1泊1万5095円である。

カ 「日本デー」にどうしても参加しなければならないとしても、議会を代表して議長1人が行けば、旅費は1人分でよい。

第6 本件支出は不当な支出である

仮に、本件支出が法令に違反していると認められないとしても、本件支出は、コロナ後の物価高で県民生活がとても困窮している状況における支出として以下の理由により著しく不当な支出である。

ア コロナ後の物価高で日々の生活に窮している県民にとって、議員がドイツ・オランダ6日間1人169万円の海外旅行に行ったことは怒りしか覚えず、社会通念上著しく妥当性を欠く高額な旅費であると評価するほかになく不当な支出である。

イ 成田・フランクフルト往復航空運賃は、キャセイパシフィック航空ならば議員1人当たり13万8000円である。羽田・フランクフルト直行便でも職員と同じエコノミークラスなら32万7800円である。議員1人当たり112万7500円のビジネスクラス運賃を支出したのは著しく不当な支出である。

ウ デュッセルドルフの高評価の4つ星ホテルであるホテルアサヒでも1人

1泊1万5095円である。1人1泊11万2000円もするインターコンチネンタルデュッセルドルフホテルは JTB が手配したのではなく、「千葉県議会様手配済ホテル利用」であり、しかも2連泊したのは不当な支出である。

- エ インターネットが発達した現在、海外都市との交流の取組、再生可能エネルギー政策、観光振興に係る取組に関する調査をインターネットを活用して調査することが十分可能であるのに、インターネットを活用して調査することなく議員1人当たり169万円の旅費を支出したのは不当な支出である。
- オ 国内の先進地域の調査は千葉県にとって活用しやすく、旅費は議員1人当たり十数万円で可能であり、議員1人当たり169万円の旅費を支出したのは不当な支出である。
- カ ドイツ・オランダの訪問先は、JETRO デュッセルドルフ、在蘭日本商工会議所、JETRO アムステルダム、中部電力、JETRO フランクフルト事務所、フランクフルト日本法人会、在フランクフルト日本総領事館などほとんど日本の組織の在外機関であった。それらの日本国内の組織を訪問して調査すれば数万円の旅費で可能なところ、議員1人当たり169万円の旅費を支出したのは不当な支出である。
- キ 海外調査がどうしても必要なら、それぞれの専門家や技術者、学識経験者1名ないし3名に委託すれば専門的で活用できる調査結果が得られ数十万円の旅費ですむところ、議員1人当たり169万円の旅費を支出したのは不当な支出である。
- ク 議員10名の旅費1690万円だけではなく、随員職員3名の旅費267万円、JTB 業務委託料638万円を加えれば2500万円を超える高額な支出であり不当な支出である。
- ケ 「日本デー」にどうしても参加しなければならないのなら議会を代表して1名参加すればよいのに、10名も参加して1690万円もの旅費を支出したのは不当な支出である。
- コ 各会派代表者会議という非公開で会議録もない協議又は調整を行うための場で本件海外派遣を議題とし、概算経費2300万円、派遣人数は自民党7人、立憲民2人、公明党1人、共産党1人、千政団1人、その他会派2人の合計14人と案分を決め、参加希望者を募集し、本会議に提案することを決めたのは不当である。
- サ 議会運営委員会で本件海外派遣が議題にされていたら、県民は傍聴することも配布資料を見ることもできたのに、公開の議会運営委員会で議題にせず、非公開の各会派代表者会議で議題にして支出したのは不当であ

る。

- シ 本会議では、傍聴者に配布資料が配られず、討論が一切なく、起立多数により1分間で「議決された」として支出されたのは不当である。

第7 結論

- (1) 上記の通り、本件支出は、議会において議員の海外派遣が必要があることの根拠となる事実（必要性に関する事実）が議案に示されておらず、また賛成討論等で説明されてもいない。また実態においても必要のない海外派遣であったから、地方自治法100条13項及び千葉県議会会議規則134条に違反した違法な支出である。
- (2) また、議員1人当たり169万円を超える旅費は、コロナ後の物価高で県民生活がこれだけ困窮しているときに、議員らは代替措置が不可能というわけでもないのに代替措置について何ら検討することもなく、考慮すべき事項を考慮もせず、社会通念上著しく妥当性を欠く高額な旅費であったと評価するほかなく、本件支出は地方財政法4条1項及び地方自治法2条14項に違反した違法な支出であると言わざるを得ない。
- (3) 更に、仮に本件支出が法令違反であると認められなくても、本件支出は前記のとおり明らかに著しく不当な支出である。
- (4) そして、別紙不当利得一覧表記載の議員に対して支出された各不当利得額は、違法・不当な支出により千葉県が被った損害金額である。
- (5) よって、監査委員は、知事が別紙不当利得一覧表記載の各議員に対し各不当利得額を返還するよう勧告すること、また本件事案に即して再発を防止するための措置を求める。

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

以上

不当利得一覧表

単位:円

単位:円

番号	議員名	支出年月日	支出額	不当利得額
1	河上 茂	2024.5.23	1,688,240	1,688,240
2	横山 秀明	2024.5.23	1,699,340	1,699,340
3	小高 伸太	2024.5.23	1,690,740	1,690,740
4	江野澤 吉克	2024.5.23	1,690,160	1,690,160
5	坂下 しげき	2024.5.23	1,688,040	1,688,040
6	三沢 智	2024.5.23	1,691,400	1,691,400
7	川名 康介	2024.5.23	1,692,514	1,692,514
8	高橋 秀典	2024.5.23	1,690,740	1,690,740
9	天野 行雄	2024.5.23	1,688,988	1,688,988
10	雨宮 真吾	2024.5.23	1,689,273	1,689,273
合計金額			16,909,435	16,909,435